

平成 24 年（ワ）第 213 号、平成 25 年（ワ）第 131 号、同第 252 号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 早川篤雄 外 353 名

被 告 東京電力株式会社

2014（平成26）年8月8日

福島地方裁判所いわき支部（合議1係） 御中

準備書面（15）の1

原告ら訴訟代理人弁護士

小 野 寺 利

孝



同

広 田 次

男



同

鈴 木 堯

博



同

清 水

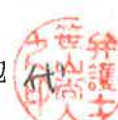
洋



同

米 倉

勉



同

笹 山 尚

人



同

渡 辺 淑

彦



外

原告は、裁判所の本年6月27日付「ご連絡」と題する文書に記載された求釈明事項について、下記のとおり回答する。なお、本書面においては、各求釈明事項に対応する簡潔な回答（見解）を列挙するとともに、より詳細な内容については、損害論の基礎となる被侵害利益に関する評価を含めて、別途「準備書面（（15）の2）」として主張することにする。

記

1 求釈明（その1）

- (1) 「損害の共通部分を括り出して」、「一律一部請求」という意味は、
 - A 「各原告の慰謝料総額のうち金額面にのみ着目して内金請求をする」趣旨か
 - B 「広く認められる」という原告らの「損害の共通部分」を「何らかの形で具体的に想定したもの」か。
- (2) (1)においてBの場合、損害の共通部分とそれ以外の部分との識別はいかに行うか。
- (3) 訴状において各原告の個別事情に言及があることと、今後の主張・立証計画において世帯ごとの陳述書、世帯ごとの代表者1名の本人尋問が提案されていることとの関係。
- (4) 水俣病公害訴訟、川崎大気汚染公害訴訟の判決がいずれも一部請求と解することを否定していることとの理解。

【回答】

(1) について

「一律一部請求」の意味は、「A」の金額面に着目した内金請求である。

原告らの「損害の共通部分を括り出す」とは、財産的損害を含めて原告らが被っている様々な損害の中で、無形の損害について、すべての原告が共通して被っている権利利益と損害を後述のとおり一定の視点から分析（分類）して、要素として抽出することができるという意味である。

故郷（ふるさと）喪失慰謝料を例にして述べるならば、それは原告らが本件事故前まで生活していた地域社会（コミュニティ）を破壊されたことによる精神的損害（無形の損害）である。

すなわち、地域社会の破壊は、そこでの生活における「地域生活利益」として評価される共通の権利利益を侵害することで、全ての原告に共通の損害を与えた。その具体的な現れ方は原告の属性によって様々に異なるが、すべての原告が被った共通の損害である。

なおこの損害（地域生活利益の侵害による損害）は、精神的苦痛だけにとどまらない多様な無形の損害を含む。地域コミュニティは広範かつ多面的で

複合的な役割と機能を果たしており、原告ら地域住民が受けた損害は、それらの破壊による様々な無形の損害及び精神的苦痛である。

これらの損害を分析（分類）すると、現時点では少なくとも、①地域社会生活の破壊、②職業生活の喪失、③住居での生活（家庭生活）の破壊等が中核的な要素として抽出できると考えられる。もっとも、これ以外にも様々な損害があり、それらもすべて本件訴訟における損害の内容である。

原告らが訴状および準備書面で主張した慰謝料に関する上記の要素を基礎づける具体的な被害は、原告ごとに現れ方が異なるものの、上記の各要素のレベルで見ると、多くの原告に共通して認められる損害である。

そして、これらの損害の全体を原告らに共通の損害として括り出して金銭評価すれば、その金額は、いずれの原告にとっても、到底 2000 万円をくだらないものであるから、一部請求として、全原告についてそのうち 2000 万円を請求している。

(2) について

「B」の意味ではない。従って、内金請求である 2000 万円の部分とこれを超過する損害部分を質的に識別することはできない。

(3) について

精神的な被害の内容が原告の個別事情によって異なることと、その主張・立証を原告全員について 1 人ずつ個別的行うのはなく、世帯ごとに整理することは矛盾しない。むしろ以下の理由により、必要かつ合理的である。

第 1 に、各原告の個別的な諸事情は、居住の状況、家業や経済状態、親族関係など、世帯ごとに共通性が認められる要素が多いから、共通する被害の内容は世帯ごとにまとめて説明し、共通する説明では語り尽くせない世帯内部の各原告の個別的な被害については追加的に各論として詳論することが合理的である。

第 2 に、世帯内の各原告の個別的な被害の実相や諸事情も、家族の一員であるから、世帯の代表者が知悉していることが期待できる。また、幼児を含めた未成年者の被害については、養育している親が世帯の代表者として説明するのが合理的である。

第 3 に、そのような工夫をしなければ、多数の原告について主張・立証を尽くすことが困難になり、早期救済が実現できない。

(4) について

これらの判例が一部請求であることを否定したことについては、妥当な判断であるとは考えられない。

個別事件の立証に関わることであるから、本件原告において当該判例の妥

当性を評価することには限界があるが、精神的苦痛など、主観的な要素（個別性）を含む精神的損害の内容と程度（金銭的評価）が原告全てに同一であるはずがないから、一律請求は、当然一部請求である。

ただし、損害の全体（すなわち残余部分の金額）を確定できなければ一部請求とは認められないという考え方に立つ場合には、その主張ないし立証が不十分だという理由で、一部請求であることが認められないことはあり得る。そうであっても、請求内容と証拠上の判断が一致しなかったからといって、請求の内容が不合理であるとはいえない。

2 求釈明（その2）

「損害の共通部分」を構成し、又は基礎づける具体的事実を明らかにされたい。

（理由）

- (1) 求釈明（その1）における（1）の意味が「B」である場合、この具体的事実が損害の共通部分に関する要証事実として位置づけられる。
- (2) 各慰謝料について包括的損害把握をすることは、その把握の基礎となる具体的事実の主張立証を要しないことを意味せず、慰謝料算定の基礎となる具体的事実の主張立証を要する。

【回答】

- (1) 「損害の共通部分」を構成し、又は基礎づける具体的事実の意味
求釈明（その1）における（1）の意味は「B」ではなく「A」であるから、原告らの「損害の共通部分」を「何らかの形で具体的に想定したもの」が、「一律一部請求」としての月額50万円（避難慰謝料）や2000万円（故郷喪失慰謝料）の慰謝料額に相当する（B）という意味ではない。

もつとも、包括的損害把握によって原告らの被った損害を認定し、慰謝料の金額を算定するにあたっては、その基礎となる具体的事実が要件事実になるのであるから、原告らとしては、これらを今後原告ごとに具体的に主張・立証する予定である。

ただ、本回答書において、各原告の具体的損害を挙げることは、もとより不可能である。

そこで以下では、原告らにおいて広く共通して認められる損害の共通部分の内容を、包括的に整理する。

- (2) 故郷（ふるさと）喪失慰謝料の内容

将来に向かって、ふるさと＝地域社会（コミュニティ）を奪われたこ

とによる精神的損害を意味している。

具体的な内容（要素）としては、①地域生活の破壊、②職業生活の喪失、③住居での生活の破壊などに分析できるが、それぞれの具体的な内容は、原告によって同じではないし、またこの他にも、④地域の自然との関わりを生き甲斐として享受する故郷、⑤精神的な拠所としての故郷など、様々な価値があり得る。

①の地域生活の要素は、地域生活利益の中心的内容をなし、広範な権利利益を含んでいる。すなわち、本件での地域コミュニティは人間関係が希薄化した都市部とは異なる濃密な人間関係を維持しており、その中で、互助的な自給自足を行い（生活費代替機能）、経済的・精神的に相互に助け合い（相互扶助・共助と福祉機能）、行政区ごとの生活機能を維持し（行政機能）、集会や祭りなどを通じて地域の精神的交流を実現し（人格発展機能）、農地や里山を維持・管理（環境保全機能）するなどの多様な役割を果たすことによって、人々の生活と人生を支えてきた。

ことに精神的成長の途上にある子どもにとっては、人格的発達の糧として、地域社会生活や学校・地域での交友生活が人格形成上不可欠である。他方で、長年にわたって地域で生活してきた高齢者にとっては、唯一の精神的な帰属場所として、地域社会は人生にとってかけがえのない価値を持つ（甲B11、6頁参照）。また専業主婦にとっての社会生活は、地域社会こそが帰属する社会そのものである。そうした意味における地域コミュニティの破壊は、様々な姿形で、原告らに共通の精神的損害を与えた。

②は職業によって様々であるし、地域社会との関連性の度合いも異なるが、大なり小なり、職業生活は地域社会との繋がりがなくしては維持できないから、地域社会から切り離されたことは、各原告に重大な損害を与える。退職者にとっても、それまでの職業を通じて構築した地域社会との関わりが、人生そのものと言っても過言ではない価値を有する。

③の住居での生活は、多くは住居における家族との生活の営みであるが、単身者にとっても、地域における個人の日常生活の拠点という住居の意味は共通である。

原告らはいずれも、こうした多くの共通の権利利益を侵害されることにより、共通の損害を被った。

これらの精神的損害（無形の損害）を金銭的に評価すれば、その金額は甚大なものとなるが、少なくとも全ての原告を共通して、2000万円を下回るものではないから、一部請求として2000万円を請求する。

(3) 避難慰謝料

避難慰謝料は、本来の居住地からの避難行動を強制されることによる精神的損害であり、「包括的生活利益としての平穩生活権」（包括的平穩生活権）の侵害による被害である。原告らは全員、このような共通する損害を被っている。

避難生活に伴う精神的損害については、原告らは訴状において、以下のような具体的事情を共通の損害要素として掲げた。

①避難先住居での生活の限界、②見知らぬ土地での生活上の不安、③被ばくによる不安・差別、④避難による仕事の喪失、⑤避難中の家族の離散、⑥被害者同士の軋轢の6つである。

いずれも、避難生活を強いられることによって発生する事態であり、その現れ方は、それぞれの事情や状況によって異なるが、すべての原告が、具体的な姿形を変えて、大なり小なりほぼ共通して直面している。例えば、①②③⑥はもとより全ての原告について容易に想起することができるし、④⑥についても大半の原告において直面している事態である。

これらの精神的損害を金銭的に評価すれば、原告それぞれの事情や受け止め方に応じてその程度は様々であるが、上記の①ないし⑥の全ての要素が該当するかどうかを問わず、少なくとも全ての原告を共通して、1人1ヶ月当たり50万円を下回るものではない。そこで、一部請求として、全部の原告について1人1ヶ月当たり50万円を請求する。

以上